

動物愛護指導業務に係る事務処理要領

平成 18 年 4 月 1 日制定

平成 19 年 4 月 1 日改正

平成 21 年 4 月 1 日改正

平成 28 年 4 月 1 日改正

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要領は、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」という。）、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「動愛条例」という。）及びさいたま市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（以下「動愛規則」という。）の施行に当たり、円滑な事務処理を図るために法令、条例等で定めるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 動物 人の飼育（保管を含む。以下同じ。）する動物で、哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。
- 二 飼い主 動物の所有者（所有者以外の者が飼育する場合は、その者を含む。）をいう。
- 三 所有者の判明しない猫 保護を要する猫であって、所有者がいると明確に推定されるが所有明示が無いなど所有者を特定できない猫をいう。
- 四 所有者のいない猫 人が飼育しておらず、所有者がいないと推定される猫をいう。
- 五 収容動物 次のいずれかの方法で動物愛護ふれあいセンター（以下「センター」という。）に収容した動物をいう。
 - イ 捕獲動物 狂犬病予防法第 6 条第 1 項又は同第 18 条の規定により抑留した犬、動愛法第 35 条第 3 項の規定により引き取った犬又は猫及び動愛条例第 10 条の規定により収容した犬をいう。
 - ロ 引取動物 動愛法第 35 条第 1 項の規定により引き取った犬又は猫をいう。
 - ハ 負傷動物 動愛法第 36 条第 2 項の規定により収容した動物をいう。

第 2 章 苦情等の処理に関する事務

(市民からの苦情・相談の受理及び処理)

第 3 条 市民から動物に関する苦情や相談が寄せられた場合は、様式第 1 号から様式第 3 号の各動物の指導処理票により受け付け、その指導処理状況および経過について記入するものとする。

第3章 犬・猫の引取り及び動物の収容

(犬又は猫の引取り)

第4条 動愛法第35条第1項に規定する犬又は猫の引取りを所有者から求められたときは、終生飼養の義務を教示し、その者に対して、適正に飼養できる者にその犬又は猫を譲渡するように指導し、新たな飼い主をみいだせない場合に限り引取りを行うこと。

2 犬又は猫の引取りに関しては、処分されることを前提とし、原則として引取り後の返還や照会には応じられない旨を十分説明し、了解を得るとともに、引取りの日時、場所及び方法等を指示した上で引取ること。

3 犬又は猫を引取るときは、様式第4号、様式第5号の各引取申請書を提出させ、動愛条例第24条別表に規定する所定の手数料を徴収すること。

4 登録している犬を引き取ったときは、登録番号、市町村名を確認し、市内の場合は直ちに登録を削除させ、市外の場合は該当犬の登録されている市町村長へ引取り申請書の写し、鑑札、注射済票を添え、登録の削除を依頼すること。

5 引取った犬又は猫を、やむを得ない事由により返還する場合は、犬又は猫の飼い主から様式第6号の引取申請取下願書を提出させること。

その際、終生飼養や適正な飼い方の指導を行うこと。

なお、返還にあたっては、保管に要した費用及び返還に要する費用は徴収できないものであること。

(所有者の判明しない猫の引取り)

第5条 動愛法第35条第3項に規定する所有者の判明しない猫の引取りを、その拾得者その他の者から求められた場合は、様式第7号の猫の引渡書を提出させ引取ること。

2 所有者のいない猫の引取りを、拾得者その他の者から求められた場合は、やむを得ない事情がある場合に限り、動愛法第35条第1項の規定を準用してこれを引取ることができる。

3 動愛法第36条各項の規定は、所有者のいない猫についてこれを準用する。

4 所有者の判明しない猫等の引取りについては、手数料は徴収できないこと。

(収容動物の公示)

第6条 収容動物についての公示は様式第8号により行うこと。

なお、公示期間は5日間とし、公示期間終了日が休館日にあたる場合は翌開館日を終了日とすること。

また、「特徴」の欄には、長毛である等、大きさなど個体を識別するために参考となる事項を記入すること。

2 公示した内容については、できる限り市ホームページに掲載し情報提供すること。

(収容動物の通知)

第7条 収容動物のうち飼い主が判明したもので、引取るべき旨の通知を行なう場合は、様式第9号の通知書により当該飼い主に通知すること。

飼い主が引取る意思がない場合は、その理由を聴取し、動物を遺棄したことが判明した場合は、動愛法第44条第3項に該当するものとして適切な措置を行うこと。なお、引取る時間等を指定する場合には備考欄にその旨を記入すること。

(収容動物の返還)

第8条 収容動物を返還する場合は、返還を受けようとする者に動愛規則第10条に規定する様式第5号の動物返還申請書を提出させ返還を行い、さいたま市狂犬病予防法関係事務手数料条例別表、又は動愛条例第24条別表に規定する所定の手数料を徴収すること。

2 動愛条例第8条第1項の規定に違反して収容された犬を返還する場合は、再度違反を繰り返さないように適切な指導を行い、必要に応じ始末書等を提出させること。なお、違反を繰り返したり、悪質な違反をした犬の飼い主に対しては、動愛条例第21条の規定により措置命令を行うなど必要な措置を講ずること。又、その他の動物についても、その飼い主に十分指導を行い返還すること。

(動物管理出納簿)

第9条 収容動物の受払いをする場合は、様式第10号の動物管理出納簿を備え、受け払いを明確にすること。

(動物収容簿等)

第10条 犬及び猫等を収容した場合は、様式第11号、様式第12号の収容簿、様式第13号、14号の管理簿、様式第15号、様式第16号の登録簿を使用し、収容から処分にいたるまでの経過を明確に記録すること。

(野犬等の掃とう実施計画)

第11条 動愛条例第14条による野犬等の掃とうを実施するときは、様式第17号の実施計画書を保健部長に提出すること。

(野犬等の掃とう実施結果報告)

第12条 野犬等の掃とうの実施結果については、様式第18号の実施結果報告書により、すみやかにその結果について保健部長に報告すること。

第4章 業務月報

(業務月報)

第13条 動物関係業務月報は、様式第19号から様式第21号により、毎月翌10日までに作成

すること。

第5章 動物による事故

(動物による事故届け)

第14条 動物による咬傷事故等が発生したときは、動愛規則第11条に規定する様式第10号または様式第11号により届出を受けること。この際事故の状況を出来るだけ詳しく聴取し、適切な助言を行い、また必要であれば現地確認を行うなど再発防止に努めること。又犬の鑑定中に狂犬病が疑われた場合はすみやかに「さいたま市狂犬病対応要領」に従い処理を行うこと。

第6章 動物の処分

(処分伺い書)

第15条 収容動物の処分は、様式第22号の動物処分伺い書により、センター所長の決裁を受けた後行うものとする。

(処分依頼票)

第16条 収容動物の処分は、前条の決裁後、様式第23号の処分依頼票を処分委託会社に渡して行うこと。

(遺体の焼却)

第17条 遺体の焼却は大宮聖苑へ依頼して行うものとし、依頼は様式第24号により行うこと。

様式第7号

猫 等 の 引 渡 書
 (猫 ・ そ の 他 ())

平成 年 月 日

(あて先) さいたま市長

住 所

氏 名

⑩

電話番号

()

下記の動物について、所有者が判明しないので、動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、引取りを願います。

記

| 品 種 | 性 別 | 年 齢 (推 定) | 特 徴 (毛 色 等) | 備 考 |
|-----------|-------------------------|----------------|---------------|-----|
| 雑 種 | めす おす | | | |
| 雑 種 | めす おす | | | |
| 雑 種 | めす おす | | | |
| 雑 種 | めす おす | | | |
| 雑 種 | めす おす | | | |
| 雑 種 | めす おす | | | |
| 雑 種 | めす おす | | | |
| 拾 得 年 月 日 | 平成 年 月 日 | | | |
| 拾 得 場 所 | | | | |